

代理人が手続きする際に左記に加えて必要なもの
(本人が病気、身体の障害、その他やむをえない理由の場合)

- ① 個人番号カード交付通知書の委任状欄に日にちと、本人と代理人の住所、氏名を記入し、押印してください。暗証番号記載欄は本人が記入のうえ、目隠しシールを貼り付けてください。
※回答書欄に記載は不要です。
- ② 法定代理人の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類。本籍地が置戸町であれば不要。
- ③ 代理人の身元が確認できる顔写真つきの証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）を2つ。
- ④ 本人が手続きに来ることが困難であることを証する書類（診断書、本人の障害者手帳、本人が施設に入所している事実を証する書類）

個人番号カードはこんな時に使います

平成28年1月現在で次の手続きの際に個人番号カードを使いますが、制度によっては利用開始時期が異なったり、内容が変更になる場合があります。

	手続き	お問い合わせ先
暮らし	▶転居・転入・転出などの異動 ▶婚姻等届出による氏名変更	町民生活課 住民年金係 ☎52-3315
	▶町営住宅収入申告書	施設整備課 管理係 ☎52-3314
保険・医療	▶国民健康保険 資格取得・喪失の届出 限度額適用認定証の申請 高額療養費の申請 補装具等の療養費の申請 ▶後期高齢者医療 資格取得・喪失の届出 限度額適用認定証の申請 高額療養費の申請 補装具等の療養費の申請	町民生活課 医療給付係 ☎52-3315
町税	▶町民税・償却資産等の申告	町民生活課 税務係 ☎52-3315
子育て	▶母子健康手帳の交付申請 ▶低体重児出生の届出	地域福祉センター- 健康推進係 ☎52-3333
	▶子ども・子育て支援新制度の認定申請 ▶児童手当の新規認定請求 ▶児童扶養手当の新規認定請求 ▶特別児童扶養手当の申請	地域福祉センター- 福祉係 ☎52-3333

	手続き	お問い合わせ先
	▶障害者手帳(身体、精神)の申請 ▶障害児福祉手当の新規認定申請 ▶特別障害者手当の新規認定申請 ▶障害児通所支援サービスの支給申請 ▶障害福祉サービスの支給申請 ▶自立支援医療(精神通院)の支給申請 ▶地域生活支援事業(日常生活用具、移動支援等)の支給申請 ▶補装具の支給申請 ▶特別弔慰金の新規認定申請 ▶生活保護の申請	地域福祉センター- 福祉係 ☎52-3333
福祉・介護	▶介護保険 資格取得・異動・喪失の届出 住所地特例適用・変更・終了届出 要介護認定・更新・区分変更申請 利用者負担額減額・免除申請 負担限度額認定申請 高額介護(介護予防)サービス費支給申請 高額介護合算療養費等支給申請 介護保険料減免・徴収猶予申請	
		地域福祉センター- 介護保険係 ☎52-3333